

年末年始の税関業務処理体制について

名古屋税関

名古屋税関本関、稲永、南部及び西部の各出張所並びに岐阜政令派出事務所における年末年始の通関・保税・監視関係手続については、下記のとおり取り扱います。

なお、年末は、輸出入申告等が集中することも予想されますが、税関においては、迅速・適正な業務処理に努めてまいりますので、関係各位におかれましても、申告・申請等の手続については、余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 輸出入通関・保税関係手続

期 間	本関並びに稲永、南部及び西部各出張所	岐阜政令派出事務所
12月29日(木) ～ 12月31日(土)	業務部特別通関部門(電話：052-654-4117)において処理いたします。 【職員常駐時間 08:30～17:00】	終日閉庁します。 閉庁期間中に申請を予定している場合は、12月28日(水)午後5時までにご連絡ください。
1月1日(日)	終日閉庁します。	
1月2日(月) ～ 1月3日(火)	業務部特別通関部門(電話：052-654-4117)において処理いたします。 【職員常駐時間 08:30～17:00】	

(注)・包括保税運送承認等、一部の保税業務については、特別通関部門では処理できません。ご不明な点は、12月28日(水)までに該当の保税地域を管轄する官署の保税担当部門まで照会願います。

- ・職員常駐時間外に緊急の用件が生じた場合は、次へ照会願います。
監視部監視取締部門 電話：052-398-4226

2. 監視関係手続

期 間	監視部監視取締部門	監視部監視通関部門、南部及び西部出張所
12月29日(木) ～ 1月3日(火)	通常どおり	監視部監視取締部門において処理いたします。

3. その他

名古屋税関本関、稲永、南部及び西部の各出張所並びに岐阜政令派出事務所以外の官署における年末年始の税関業務処理体制については、それぞれの官署から関係者にお知らせすることとしております。